矢吹町住宅の応急修理制度

台風１９号の災害により住家の被害にあわれた方（世帯）に対して、生活に必要な部分で緊急的に必要な箇所について、応急的な修理をします。

１　対象者(世帯)

次の全ての要件を満たす方(世帯)が対象者となります。

（１）台風１９号の災害により住宅が一部損壊(損壊割合が10%以上の場合)、半壊又は大規

模半壊の被害を受けたこと。

（２）応急修理を行うことによって被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

（３）応急仮設住宅(民間借上住宅を含む)及び公営住宅を利用しない方（世帯）。

　　　ただし、一時的な避難場所として利用している場合は除く。

＊一部損壊及び半壊の場合には資力にかかる確認書類が必要となります。

２　住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する次の箇所について実施します。（優先度順）

（１）屋根、柱、床、外壁、基礎

（２）ドア、窓

（３）上下水道、電気、ガスなどの配管、配線

＊上記の箇所で個別に業者へ支払いとなります。建物すべての工事代のうちの一部を支払

うことでは対象となりません。

３　応急修理の対象とならないもの

次のいずれかに該当するものは応急修理の対象とはなりません。

（１）災害により被害を受けた部分以外の修理。

（２）内装に関するもののみを修理するもの。

（３）電化製品やエアコンなど。

４　修理の対象限度額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住家の被害状況 | １世帯あたりの対象限度額（＊） |
| 1 | 半壊又は大規模半壊 | 595,000円以内（税込み） |
| 2 | 一部損壊 | 300,000円以内（税込み） |

＊同じ住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合は、上記１世帯あたりの

対象限度額以内となります。

５　申請に必要な書類

（１）住宅応急修理申込書

（２）り災証明書【○○課で発行します】

（３）世帯全員分の住民票【総合窓口課で取得できます】

（４）世帯全員分の所得証明書(平成30年分のもの) 【総合窓口課で取得できます】

（５）要援護世帯の場合、確認できる証明書類

６　申請後の手続き(概要）

７　その他の注意点

（１）修理の対象範囲

・対象は住家部分のみです。店舗などと併用している場合は住家部分のみが対象です。

・修理の着手前に申請してください。既に修理をしている場合や、完了している場合は対

象となりません。

（２）申込後の提出資料について

・見積書は指定の様式をお渡しします。施工業者と申込者の押印が必要となります。

また、修理箇所や内容を記載してください。

・写真の添付が必要となります。着工前、施工中、完成後の写真を提出してください。

・完了報告書は指定の様式をお渡しします。施工業者と申込者の押印が必要となります。

【申請窓口及び問い合わせ先】

矢吹町役場 企画総務課 財務係（役場２階）電話0248-42-2117